

1. 災害時要援護者避難支援計画全体に関すること

問1	「災害時要援護者避難支援計画」とは何ですか？
答1	町では、災害への備えとして地域防災計画を定めています。災害時要援護者避難支援計画は、地域防災計画の中の、災害時要援護者の避難支援に関する事項を具体化したもので、災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うことを目的として策定しました。
問2	「災害時要援護者」とはどのような者ですか？
答2	災害時要援護者とは、災害時に安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する方のことです。

2. 要援護者リストに関すること

問1	「要援護者リスト」とは何ですか？
答1	災害時に安全な場所に避難するなどの行動をとるのに支援を要する方を把握するためのリストです。 町で把握している福祉情報(要介護度、障害等級等)から抽出した方と、地域の中で支援が必要と思われる方を自主防災会、民生・児童委員からあげていただいた方を掲載しています。 災害時には、安否確認をするためのリストとして使用します。 ※自力で避難できても、避難所に避難した後に何らかの医療措置(人工透析など)が必要な方や、避難所生活にあたりサポートが必要な方も掲載します。
問2	「要援護者リスト」に登録しないと助けてもらえないのですか？
答2	災害発生時は、登録の有無にかかわらず、被災者の救助が最優先されます。しかし、事前に登録していただき、地域の中で災害前に情報を把握しておくことで、地域住民の方などによる災害時の避難支援や安否確認が、速やかに行うことができるようになります。
問3	「要援護者リスト」に登録すると必ず支援してもらえるのですか？
答3	災害は、いつどのような形で起こるか分かりません。また、支援する方が被害に遭われることもあります。 この制度は、災害がおこる前に情報を把握しておくことで、少しでも災害時の被害を少なくしようとするものですので、登録したからといって災害時の支援を保証するものではありません。
問4	「要援護者リスト」は誰に提供されるのですか？
答4	要援護者リストは、町の福祉担当課、防災担当課、自主防災会、民生・児童委員間で情報を共有するために、それぞれが保有します。 リストには個人情報が含まれていますので、必要なとき以外には使用しないなど、適正に管理します。

3. 個別計画に関すること

問1	「個別計画」とは何ですか？
答1	「個別計画」とは、支援が必要な方一人ひとりに対して、災害時に「誰が」「どのように」避難させるのかといったことを、事前に決めておくものです。 個別計画は、本人の同意のともなう作成されます。
問2	「個別計画」はどのように作成されるのですか？
答2	支援が必要な方とその家族、地域の関係者が相談しながら、支援が必要な方に最も適した計画を作成していくこととなります。

問3	「個別計画」は誰に提供されるのですか？
答3	個別計画を作成するときに、誰に情報を提供するかを相談しながら決定します。避難支援者、自主防災会、消防団、民生・児童委員の他、消防署、警察、障害者相談員などにも必要に応じ本人の同意を得て情報提供することになります。 リストには個人情報が含まれていますので、情報共有者の守秘義務を徹底するとともに、必要なとき以外には使用しないなど、適正に管理します。
問4	「個別計画」を登録すると必ず支援してもらえるのですか？
答4	災害は、いつどのような形で起こるか分かりません。また、支援する方が被害に遭われることもあります。 この制度は、災害がおこる前に情報を把握しておくことで、少しでも災害時の被害を少なくしようとするものですので、登録したからといって災害時の支援を保証するものではありません。
問5	本人が同意のための自署ができないときは、どうするのですか？
答5	身体状況などの理由により、本人が自署できない場合は、家族など(配偶者・扶養義務者・保護者)による代理記載をお願いします。
問6	個別計画に変更があった場合には、どうすればいいのですか？
答6	施設に入所するなど、個別計画に変更があった場合は、地域の関係者に知らせるとともに、変更後の状況を健康福祉課まで連絡してください。 (地域の関係者とは・・・自主防災会、民生・児童委員、避難支援者)

4. 避難支援者に関すること

問1	「避難支援者」とはどのような方ですか？
答1	「避難支援者」とは、災害時に、支援が必要な方に対して、避難場所までの付き添いや避難情報の伝達、安否確認を行っていただく方です。災害時の迅速な支援ということを考えますと、支援が必要な方の住居に近い方から順にお願いすることが適当であると考えられます。
問2	「避難支援者」はどのようにして決めるのですか？
答2	原則として、避難支援者となる方の了解を得た上で、支援が必要な方本人の意思を尊重し、地域の中で相談しながら決めていただくこととなります。 ①隣近所の住民 ②近所に住む親類 ③消防団や自主防災会等に属する方で、協力をお願いできる方など ※消防団や自主防災会等に属する方は、任期満了により変わってしまいますので、遺漏のない引継ができる体制づくりをお願いします。
問3	「避難支援者」は何人必要ですか？
答3	「個別計画」には避難支援者を3人まで書くことができます。より多くの人数を確保していただきたいのですが、確保が困難な場合には1名でも結構です。 ※最低でも1名は決めてください。
問4	「避難支援者」の責任が重すぎませんか？
答4	「避難支援者」になったからといって、災害時の避難支援について責任を負うものではありません。 また、災害時には避難支援者も被災者となることも考えられます。日頃からのより良い近所付き合いを心がけていただき、できる範囲内での支援をお願いするものです。